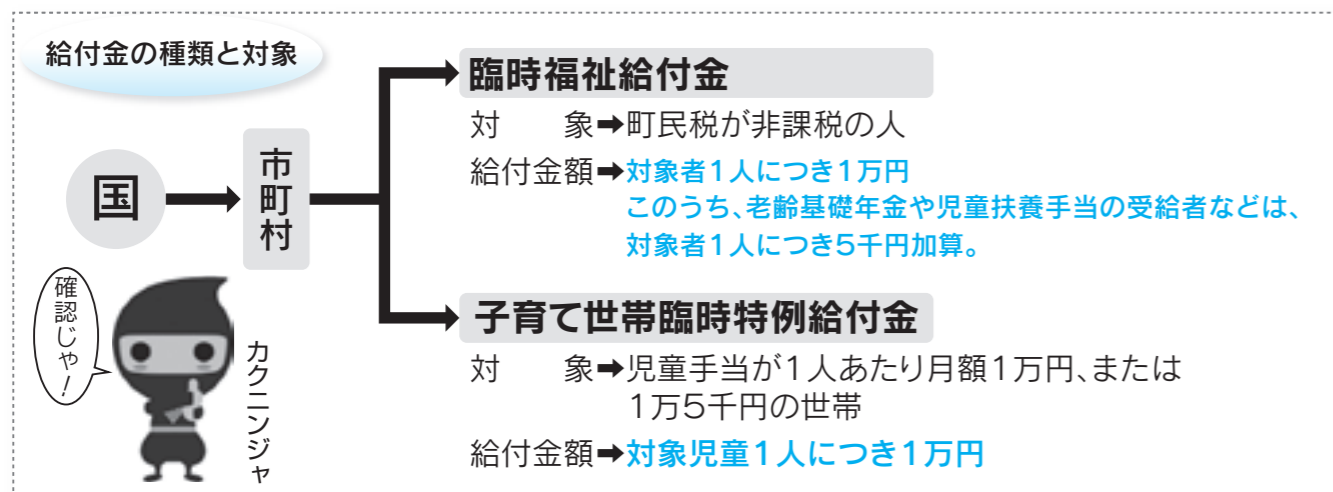


# 「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」のお知らせ

平成26年4月から消費税が8%へ引き上げられたことを受けて、町民税が非課税の人や子育て世帯に対して、「臨時福祉給付金」または「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。



※支給対象者には、6月中旬頃から申請書などを送付する予定です。

- ★申請期間 平成26年6月23日(月)～平成26年9月24日(水) (土・日・祝日を除く)
- ★受付時間 午前9時～午後5時
- ★受付場所 本庁健康福祉課または総合支所福祉課

※7月中に、公民館などへの出張と土、日の特別受け付けを予定しています。

## 臨時福祉給付金 Q&A

**Q** 給付金の対象者は？

**A** ・平成26年度分町民税が非課税の人。  
ただし、ご自身を扶養している人が課税される場合、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外。  
・平成26年1月1日現在、和水平町に住所のある人。

**Q** 申請時、必要な物は？

**A** ・「臨時福祉給付金申請書」と「身分証明書類（運転免許証、健康保険証など）」「通帳」「印鑑」  
※臨時福祉給付金は世帯でなく個人を対象としていることから、世帯単位での申請においても各支給対象者の本人確認書類を添付していただく必要があります。

**Q** 窓口まで申請に行くことが出来ない場合は？

**A** ・代理申請・受給を行う場合は、支給対象者に加え、代理人の本人確認書類（必要に応じて代理関係を確認できる書類）を添付していただきます。

## 子育て世帯臨時特例給付金 Q&A

**Q** 給付金の対象者は？

**A** ・平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）を受給している人で、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない人。  
・支給対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の対象となる児童。  
ただし、臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保護者などは対象外。

**Q** 申請時、必要な物は？

**A** ・「身分証明書類（運転免許証、健康保険証など）」「通帳」「印鑑」  
※公務員の方は、職場から交付された「子育て世帯臨時特例給付金申請書」や「児童手当受給状況証明書」をご持参下さい。（公務員の方には、申請書などは、送付しません。）

# 和水平町 ふるさと応援寄附金活用状況の公表について

和水平町の豊かな自然と歴史文化を愛する人々やふるさとへの愛着のある人々からの寄附金で、住民参加型の地方自治を実現するとともに地域活性化を図ることを目的とするため、平成20年9月に「和水平町ふるさと応援寄附金取扱要綱」を制定しました。以来、多くの皆さまから寄附をいただいております。

平成25年度におけるふるさと応援寄附金の状況等について公表します。  
(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

◆平成25年度、次の方々から寄附金をいただいています。

氏名	在住(都道府県)	寄附金額	活用メニュー名
園田 智彦	熊本県	—	町長に一任
園田 明成	熊本県	—	町長に一任
園田 和生	熊本県	—	町長に一任
匿名希望	滋賀県	—	町長に一任
匿名希望	神奈川県	—	町長に一任
藤崎 八郎	宮崎県	—	①ふるさと親孝行事業
匿名希望	熊本県	—	⑤ふるさと文化とスポーツ振興事業
富本 麻里子	広島県	50,000円	町長に一任
中原 昶	大阪府	—	①ふるさと親孝行事業
匿名希望	和歌山県	—	②未来を担うふるさとの子ども健全育成事業
匿名希望	千葉県	500,000円	町長に一任
匿名希望	大阪府	—	町長に一任
合計	12件	3,955,000円	

※公表に関しては、事前に了承された内容を公表しています。  
ご寄附いただきありがとうございました。皆様のご期待にそえるような「まちづくり」に取り組んでいきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

### 寄附金活用メニュー

- ①ふるさと親孝行事業**  
ふるさとに住む親や兄弟姉妹親戚が高齢者になっても少しでも元気で便利に生活できるような事業に使います。
- ②未来を担うふるさとの子ども健全育成事業**  
地域の宝であり将来の日本を担う子ども達を健全に育てるための事業に使います。
- ③ふるさと観光・交流・定住促進事業**  
観光PR、和水平町と都市との交流、定住促進等の活力のあるまちづくりに使います。
- ④元気な農林業と環境保全事業**  
農林業を元気にすることなど清らかな水と豊かな緑のふるさとの環境を守ることに使います。
- ⑤ふるさと文化とスポーツ振興事業**  
日本のマラソンの父、金栗四三氏の出身地としてのスポーツや文化の振興、人材育成に使います。

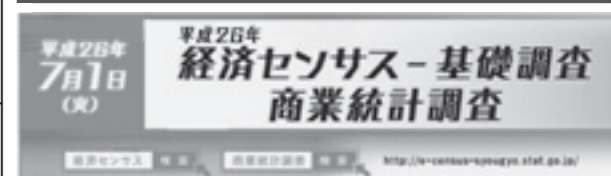
## あなたの回答が、日本経済の力になる！ 平成26年経済センサス - 基礎調査 商業統計調査を実施します

総務省と経済産業省は、平成26年7月1日に、平成26年経済センサス - 基礎調査と平成26年商業統計調査を実施します。

これら2つの調査は、統計法に基づく政府の重要な調査で、全国のすべての事業所及び企業が対象となります。6月下旬から、調査員が調査票の記入のお願いに伺いますので、調査票へのご記入、または、インターネットでのご回答をよろしくお願いいたします。

調査の概要	
調査の目的	経済センサス-基礎調査 ①事業所・企業の基本的構造を明らかにする。 ②各種統計調査の母集団情報の整備を図る。 商業統計調査 ①商業の実態を明らかにする。 ②商業に関する施策の基礎資料を得る。
調査基準日	7月1日(火)
調査の対象	全国のすべての事業所及び企業
調査の方法	事前に、調査員が調査票を直接配布します。 ①インターネットを利用してオンラインで回答 ②回収に伺った調査員へ紙の調査票を提出のどちらかでご回答いただきます。
調査結果の利用方法	国及び地方公共団体における行政施策の立案や、民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料に利用します。

**「かたり調査」にご注意ください！**  
経済センサス-基礎調査及び商業統計調査を装った不審な訪問者や不審な電話・電子メールなどにご注意ください。調査員は、必ず調査員証を身に付けておりますので、ご確認の上、調査にご協力いただくようお願いします。また、金品を請求したりすることはありません。不審に思った際は、役場企画課または最寄りの警察署へお知らせください。



**「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置)や「子育て世帯臨時特例給付金」の「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください。**  
市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))に御連絡ください。

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 福祉係 子ども家庭係 ☎0968・86・5724

問い合わせ先 本庁 企画課 企画係 ☎0968・86・5721